

平成23年第3回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成23年9月13日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24	番	柴 沼	広 君
副議長	14	番	海老澤	勝 君
	1	番	畑 岡 洋	二 君
	2	番	橋 本 良	一 君
	3	番	小 磯 節	子 君
	4	番	飯 田 正	憲 君
	5	番	石 田 安	夫 君
	6	番	鹿志村 清	一 君
	7	番	蛭 澤 幸	一 君
	8	番	野 口	圓 君
	9	番	藤 枝	浩 君
	10	番	鈴 木 裕	士 君
	11	番	鈴 木 貞	夫 君
	12	番	西 山	猛 君
	13	番	石 松 俊	雄 君
	15	番	萩 原 瑞	子 君
	16	番	中 澤	猛 君
	17	番	上 野	登 君
	18	番	横 倉 き	ん 君
	19	番	町 田 征	久 君
	20	番	大 関 久	義 君
	21	番	市 村 博	之 君
	22	番	小 園 江 一	三 君
	23	番	石 崎 勝	三 君

欠席議員

な し

出席説明者

市長	山口伸樹君
副市長	田所和弘君
教育長	飯島勇君
市長公室長	小松崎登君
総務部長	塙栄君
市民生活部長	小坂浩君
福祉部長	小松崎栄一君
保健衛生部長	菅井信君
産業経済部長	岡井俊博君
都市建設部長	仲田幹雄君
上下水道部長	大和田俊郎君
教育次長	深澤悌二君
消防長	小森清君
会計管理者	中村章一君
笠間支所長	安見和行君
岩間支所長	持丸正美君
監査委員事務局長	西連寺洋人君

出席議会事務局職員

事務局長	前嶋晃司
事務局次長	伊勢山正
次長補佐	長堀久美子
主査	高野一
係長	瀧本新一

議事日程第3号

平成23年9月13日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前 10 時 00 分開議

開議の宣告

議長（柴沼 広君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

議長（柴沼 広君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（柴沼 広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番鈴木貞夫君、12番西山 猛君を指名いたします。

一般質問

議長（柴沼 広君） 日程第2、一般質問を行います。

最初に、10番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

10番（鈴木裕士君） 議席番号10番鈴木裕士です。通告に従い質問いたします。

私の質問は、市有地等の管理についてであります。

震災後の忙しい時期と思いますけれども、短い時間ですのでご容赦いただきたいと思います。

友部駅北口、ここには駐車場を伴ったロータリー部分と駐輪場、それに、駅を背にして左側、駐輪場の先になりますけれども、ここに、さくで囲まれた緑地といいますか、空き地があります。この空き地は、最初、高麗芝が張られました。私は、二、三カ月に1回ぐらいしかそこを通りませんでしたので、私の指摘が間違っているかもしれませんが、芝生

を植えてそのままの状態でありました。そのままということは、芝を張ったままで手入れをした形跡がなかったということでもあります。そして、芝生の色から推察しますと、多分肥料も施さなかったと思います。

ご承知でしょうが、植物に必要な栄養分は、土の深さが20センチぐらいまでに含まれており、それより深い部分は栄養分がなく、芝はまともな生育ができません。成長繁茂がほとんど不可能ということでもあります。しかしながら、雑草は栄養分のほとんどないところでも成長いたします。したがって、手入れをしない、肥料も施さないということは、当然、芝が生えず雑草が生えてきます。クローバー、ギシギシ、セイダカアワダチソウ、ヨモギ等、私が知っている名前の雑草はほとんど生えてきています。

昨年、私はたまたまに、市役所の担当と思われる方に、雑草の除去はどうなっているのか。私が管理している芝を一度見てみたらと声をかけました。その方は、間もなく私が管理している芝を見に来られました。そして、その後、今指摘している空き地について草刈りが行われたのでありました。雑草の除去でなく、単なる草刈りであります。草刈りをしたその直後は、見た目にはきれいになります。しかし、先ほど私が指摘した雑草は、ほとんど宿根草です。根まで除去しない限り、刈り取っても、1週間ぐらいもたてばまたその根から葉を出してきます。

ことし4月ごろからは、私は、できるだけ当該場所を通るようにして観察してきました。地震災害の対応で、空き地の手入れまでにはとても頭が行かなかったと思います。財政的にも厳しい状態であったと思います。このようなことが理由かどうかわかりませんが、今では雑草の見本園、笠間で自生している雑草の標本園となっているのが実情であります。

また、友部駅北口は、ロータリー部分と、ロータリーへの進入に沿ってつくられた緑地があります。この緑地帯は、特殊な芝が植えられ、その芝の刈り取りが行われて手入れはされておりますが、駐車場の周囲はクローバーやヨモギ、それにチガヤが我が物顔に頭をもたげております。進入路部分は芝がまともに生えているが、ヤブカラシ、別名ピンボウカズラと言うそうですけれども、このつる草が生えてきており、これら雑草の除去は簡単にはできません。クローバーが一面に生えているところは、丹念に根から取り除くか、芝生ごと表土を取り除き、改めて芝を植えつける必要があります。また、ヤブカラシが生えているところは、芝の刈り入れをしない状態で、新しく出てきた芽を小まめに取り除くか、土を全部入れかえなければ除去できません。

いずれにしても、早目に手入れをすれば簡単に済みますけれども、手入れがおくれた結果、これをまともな状態に戻すには、新しくつくるのと同じぐらいか、それ以上の費用がかかります。

そして、もう1カ所、岩間駅西口です。線路に沿った南側、駅南広場、線路との間に道路が通っています。この道路と駅南広場との間に植え込みがあります。この植え込みは、ヤブカラシ、先ほども言いましたピンボウカズラですね。これが繁茂してヤブカラシのジ

ヤングルとなっており、春から手入れをした形跡が見当たりません。そして、駐輪場の周囲も背丈より高い雑草が生えております。

そこで質問ですけれども、友部駅北口ロータリー部分の緑地と駐輪場周りの空き地、これについて、行政上の管理区分、いわゆる行政財産と普通財産との違い、それと地目上の取り扱い、これはどうなっているのか。

また、事務分掌を見ますと、公園は都市建設部管理下、普通財産は総務部総務課の管財グループ、主管が明らかでないのは総務部総務課の総務グループとなっているようですが、これらの空き地を管轄する課あるいはグループはどこなのか。

それから、2番目として、当該空き地について当初の使用目的は何だったのか、何のために設置したのかということであります。それから、今後の利用ですが、いつごろどのようなことを考えているのか。

それから、岩間駅南広場、行政上の取り扱い部分と地目は何なのか。また、線路側植え込みは公園なのか、管理部署はどこなのか。

以上について回答をお願いします。

友部駅北口を利用する人はまだ少ないですけれども、友部駅は観光都市を標榜する笠間市の玄関口であります。北口に立たれた来訪者は、立派な道路はできつつありますが、客を迎える心ができていないと感じると思います。おもてなしの気持ちがあるのだろうかと感じるのではないのでしょうか。「訪れてよいまち」と言えるのでありましょか。

一般質問で私が通告したせいか、あるいは以前から計画していたせいなのかわかりませんが、指摘している雑草の見本園は先週のうちに雑草が刈り取られていましたが、ただ、やはり刈り取りだけであります。

そして、岩間駅西の件でありますけれども、駅の構内と区分する鉄さく、これがずっとめぐらしてありますけれども、この鉄さくも夏草やつるものに覆われ、駅南広場の植え込みまでは、電車に乗ったままではよく見えません。しかし、岩間駅の玄関口であり、線路に沿った道を通る人も多く、防犯上もよくありませんし、通勤客のほかに多数の学生が乗りおりいたします。駅南広場の北西側を通る道路わきは、地元の町内会により花壇が整備されて、四季折々の草花が見事に咲きますので、一層目立った存在となってしまいます。

教育という面から考えても、あのような状態で放置しておくことは、若者に対して、手入れをせず荒れたままでもよいのだ、校庭も草ぼうぼうでよいのだとの考えが生まれてしまいます。荒れた環境は、心の荒れた人間を育成することにならないのでしょうか。学校を愛する心、地域を大切に作る心、そして笠間市を住みよいまちにしようとする心をはぐくむ妨げとなるのではないのでしょうか。

一般市民の方でも、行政がやらないから、行政があれぐらいならばという気持ちが芽生え、自分たちの環境をよくしようという気持ちが芽生えないと思いますが、いかがでございましょうか。

この点については、質問の通告をしておりますけれども、雑草の手入れをせず伸び放題になっていることについてどうお考えか、お聞かせいただければ幸いです。

昔の学生時代でありますけれども、古典の時間に「徒然草」について勉強いたしました。この中で、住まいは自然を生かし、むやみに手を加えない方がよい旨書いてありますが、その前段に、住まいはしっかりと調和がとれているのがよいと述べております。また、一方で、住まいによってその住人の心がわかるとも述べております。植え込みや家のつくり、それに調度品によってそこに住む人の心がわかるということでもあります。

一つの家の人を迎え、一つの家で暮らし、一つの家で子どもを育てると同じように、笠間市を訪れる人をどのような気持ちで迎えるか。市内に住む人にどのような気持ちで日常を過ごしていただくか。これから次の世代を担う若者にどんな気持ちで成長していただくか。我々笠間に生きる人間として、目配り、気配りをすべき問題と考えております。

笠間市民にとっては、駅前や公園は住まいの一部でありまして、玄関と同じように一番目につくところでもあります。

このようなことから、これまで指摘したそれぞれの場所について手入れがなされていなかった理由は何なのか。手入れの必要がないと思っていたのでしょうか。予算がなかったからなのか。気がつかなかったのか、あるいはだれかがやると思ってやらなかったのか、この点についても回答をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

〔総務部長 埴 栄君登壇〕

総務部長（埴 栄君） 10番鈴木（裕）議員のご質問にお答えいたします。

まず、友部駅の北口ロータリー部分の緑地と駅を背にした左側の空き地、市有地でございますが、市の財産区分には行政財産と普通財産とがございます。行政財産は本庁舎、学校、幼稚園、公民館、公園などがございますけれども、普通財産はこれら行政財産以外の財産で、行政の目的に使用せず、基本的に売り払いや貸し付け等のできる土地となっております。

この友部駅北口ロータリーの緑地部分につきましては、行政財産で、友部駅北口広場の一部でございます。この友部駅北口広場全体の地目は雑種地でございます。また、左側の市有地につきましては、普通財産で、地目は宅地でございます。

それぞれの財産管理部署でございますけれども、友部駅北口ロータリーの緑地につきましては都市建設部管理課で所管し、左側の市有地につきましては普通財産で、総務課所管でございます。

普通財産の友部駅北口の市有地につきましては、この取得した目的でございますが、当初、南友部土地区画整理事業の種地としまして茨城県より平成12年度に取得した土地でございます。友部駅周辺整備事業の区域内の土地となっております。現在は、南友部土

地区画整理事業計画あるいは新たな事業施行の予定ございませんので、当面は普通財産として管理しているものでございますが、友部駅北口の活性化を図るために活用してまいりたいと考えてございます。

続きまして、岩間駅の駅南広場でございます。この広場の利用の際には、かぎの貸し出しなどにつきましては岩間支所地域課が担当してございますけれども、この用地は普通財産ということで、植え込みを含め総務課で管理してございます。地目は雑種地となっております。

友部駅北の市有地、それから今お話ししました友部駅駅南広場、それぞれ駅舎のそばでございます。通勤や通学などで利用する多くの人々の目にとまる場所でございますので、景観に配慮し、今後もっと小まめな手入れをしていきたいと考えてございます。

従来、今までの考え方でございますけれども、普通財産ですので、用途が変わる可能性もあるということから、現在までは近隣への迷惑防止と草の繁茂を防ぐという観点から年2回程度の草刈りを行ってきたものでございます。

それから、岩間駅構内の鉄さく部分の雑草についてでございますけれども、ここはJR用地でございます。これらにつきましては敷地がJR所有地であるということから、この雑草の除去をJRに申し入れしていきたいと考えてございます。

議長（柴沼 広君） 鈴木裕士君。

10番（鈴木裕士君） 2回目の質問に入ります。

指摘した土地の管理部署についてでありますけれども、今までの感触でいきますと、管轄部署がはっきりしてないかなという気がしましたために、このような質問をいたしました。管轄担当部署がはっきりしていれば問題ありません。あとは、それぞれの部署で責任をしっかりと果たしていただくよう要望いたします。

指摘したそれぞれについて管理部署を質問したのは、最近ではほとんど聞かれなくなりましたが、野球でポテンヒットという言葉があります。フライが上がった、そのボールは自分の守備範囲ではないとお互いに牽制し合い、イージーフライをヒットにしまうことであります。日常の仕事は、相手の範囲まで手を出すぐらいでちょうどよいのです。お互いに牽制し合って手を出さない、これは仕事をする上で一番避けなければならない問題と考えております。

友部駅北口広場の設置目的、区画整理ということでありました。そして、今後の利用方針についての回答をいただきました。ただ、区画整理用の土地であるならば、芝生を植えなくても防草用のシートで十分ではないでしょうか。高価なお金を投入してなぜ芝を植えたのか、私にはちょっと解せません。植物にも命があり、放置する気持ちが私には理解できないのであります。当初は、美しい見栄えのよい土地にして魅力を高めるために芝生を植えた。しかし、その必要性が薄らいってしまったことがその大きな理由かなと考えられます。工事完了からまだ2年ぐらいしか経過しておりませんので、まことに残念なことで

あります。

最近、時々耳にする言葉に、ネグレクトという言葉があります。一般的には、育児放棄のことを指しています。嫌な言葉でありますね。子どもに対し、食べ物を与えない、ふろに入れない、おむつも交換しない、このようなことはだれもあってはならないことと思っています。つくるだけつくて、あとは知らないよ、面倒を見ないよ、いわゆる無視すること、あるいは放棄すること、これがネグレクトであります。

私が指摘している友部駅北口にある空き地、これについては、まさにこの言葉がぴったりするように思えてなりません。対象が、人でなく物に対して、人間でなく植物に対して、今、笠間市によってこのネグレクトが行われていると私は考えます。違うでしょうか。育児放棄をした人を責める資格がある人はいるのか、疑います。

このような状態でありますと、市の備品や消耗品、こういったものも乱雑に取り扱われているのかなと推量せざるを得ない状態であります。

農業をしている方は自分のつくっている作物に対し、自動車の修理をされている方は修理する車に対し、物を売る方は売る商品に対し、皆それぞれ愛情、愛着を持ってつくりま、修理します、売っていると思います。しかしながら、あの広場を見る限り、私には愛情を見出すことができないと言いたいのですが、言い過ぎでありましょうか。

市職員の方も、素晴らしい能力をお持ちの方がたくさんいらっしゃいますので、ただ芝を植えて、何もせずにそのままにしておけばゴルフ場のフェアウエーのような立派な緑地ができると思っている方はいないと思います。短時間で職務が交代しても、引き継ぎは十分に行われ、職務遂行に支障は生じないということを以前に教えていただきましたので、なぜ放置されたままなのか理解に苦しむのであります。

先般開通式が行われました岩間駅東大通りは、道路の里親制度を採用し、地元の町内会に管理を委託した旨伺いました。同じように、これまで指摘した部分については、地元の了解を得ることができるならば、里親制度を活用して良好な環境をつくるべきでありますし、里親制度が難しいならば、シルバー人材センター等へお願いするのも一つの安上がりの策であります。また、失業率が改善しない今、雇用対策として市が臨時採用し、問題解決に結びつけることも考慮すべきであります。

そして、民間企業へ仕事を委託するという事も考えられますが、コストが高くつくと思います。一番簡単なのは、市役所の職員が出向いて手入れをすべきと考えますが、いかがでしょうか。世の中に「金がなければ知恵を出し、知恵がなければ汗を出す」という言葉がありますが、知恵も汗も出してください。毎月数名の職員が2時間も作業すれば解決することであり、市職員の皆さんには、自分の仕事への愛着心、まちを愛する心、客を迎える心を培っていただきたいのであります。

常総市に、パブリックの水海道ゴルフクラブがあります。ここでは、午前と午後の2回、合図の放送に合わせ、わずか5分でありますけれども、キャディさんとプレーヤー、お客

さんが一斉に一緒になって草取りをする時間を設けています。プレーヤーにもゴルフ場に対する愛着を持っていただきたい、ゴルフ場のよい環境を守るための心遣いであります。

また、里親制度でありますけれども、実施要綱には、実延長500メートル以上で年3回の清掃や除草をし、交付額が3万円を限度とありますが、面積を考慮するとか、金額をもう少しアップされるよう、ここで要望しておきます。

ここで質問でありますけれども、これまで指摘した雑草の除去を含め、今後の管理についてはどのように対処する方針なのか、予算の計上を含め回答をお願いします。

話は変わりますけれども、私どもの地域では、団体をつくり、行政より補助を受けて、農地、水の環境保全と向上に取り組んでおりますが、先ほども話しましたように、その一環として特殊な芝生の育成と管理を行っております。私個人としては近くの河川の土手に、また地元上郷では幾つかの区で道路ののり面に植えて管理しております。一部では雑草になってしまったところもありますけれども、私の目が届く範囲の場所は、雑草がどこに生えているのか素人目にはわからないほど見事な緑地を形成しております。小まめに雑草を除去しているからであります。

周囲の環境をよくしようという心遣いとともに、税金をむだ遣いしないようにということであり、芝の成長盛りには、暑い中であっても区内全戸の家の9割以上の方が参加し、雑草の撤去を行っております。私も、「徒然草」の言葉ではありませんが、住まいの敷地は時間がとれないこともありまして自然のままの色彩が強いのでありますけれども、行政の補助を受けて育成管理している芝については、少なくとも週に1、2時間は足を向けて手入れをするようにしております。

友部駅北口の空き地は、多分1,000平米以上あるかと思えます。整地して芝を張るということは、相当なコストがかかっているはずであります。それを手入れせず雑草園にしてしまうことは、ネグレクトという問題のほかに、当初投入した資金をむだにしていることであり、税金を浪費したこととなりますので、行政に携わっている皆さんにも、税金を大切に使う心を持っていただくようお願いしておきます。

それから、岩間支所の問題ですけれども、支所には、建物の前の植え込みと、建物の南側に小さな公園といいますか、遊具がある広場があります。また、笠間支所は敷地のり面を広くとっておりますが、これらの管轄部署はどこなのか、これについての回答をお願いします。

そして、岩間支所の建物前の植え込みの問題ですけれども、以前は囑託の方を中心に草取りが行われ、常に相応の体裁を保っておりました。しかし、今は、伸び盛りということもあり、雑草が目立つ状態となっております。また、南側の小さな公園も、雑草が伸び、子どもを遊ばせるには適当でない状態となっております。先ほどと同じように、一般質問の通告をしたからではないでしょうけれども、岩間支所は先週の月曜日と火曜日に手入れが行われたようであります。

ご承知の方も多いと思いますが、芝は、肥料を与えて小まめに刈り込むほど、密生してほかの雑草の繁殖を防ぐことができます。もう少し小まめな手入れを望むところであります。

それから、最初の方で述べました岩間駅西口の問題でありますけれども、先ほど述べたほかに、プラットホームを仕切るさくがありまして、このさくとさくの外側に細長い若干の空き地があります。この空き地は、境界のくいから考えますとJRの所有地と思われませんが、雑草の撤去に関しては、先般この一部について除草剤が散布されたようでありますけれども、その他の大部分についてはJRの手入れが行われている様子が見受けられません。

一昔前までは、志のあるご婦人方がプラットホームのごみ拾いや草取りを行っていたようでありますけれども、高齢となったためか、今は実施されてないかなと思います。この結果、常に雑草やシノが生い茂り、特に夏場はススキやヤブカラシがさくを覆ってしまいます。まさに常磐線で一番の田舎の駅となってしまっております。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 総務部長 埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 現在、市道でありますとか公園などの管理につきましては、都市建設部の方では市民の方々の里親制度の普及を積極的に推進しているところでございますが、普通財産の管理につきましては、先ほども言いましたけれども、用途が短期的に変更されることがある場合や経費的な面から、シルバー人材センターを活用して実施してきてございます。

現在、普通財産でセンターで草刈り等の管理をしている箇所は19カ所、1町3反歩ほどございます。予算は約90万円ぐらいとってございまして、22年度実績では88万130円でございます。今後は、これら普通財産の中でも、その所在場所によっては管理を充実しなければならない場所もあると思いますので、状況に応じて管理内容を検討していきたいと考えているところでございます。

それから、職員がみずからやるべきではないのかというご指摘がございました。職員につきましては、それぞれ本来の業務を担ってございまして、委託できるものは委託すべきというふうに考えているところでございます。

それから、岩間支所の敷地内の植え込み等についてのご質問がございました。岩間支所については、岩間支所地域課が除草等を夏の繁茂時期あるいは新栗まつりの際に、年間2回から3回程度シルバー人材センターへ委託して実施してございます。

いずれにしても、先ほど普通財産とはいえ、ネグレクトというご指摘もございまして、私どもは市有地についてさらなる愛着を持って、例えば芝を植えたならば芝の植生に応じたような管理をしていきたいと考えてございます。

議長（柴沼 広君） 鈴木裕士君。

10番（鈴木裕士君） 3回目の質問に入ります。

皆さん方よく目にするかと思えますけれども、この隣の友部公民館には、前面といいま
すか、北側に相当広い面積の緑地があります。ここは専属の方がいらっしゃるせいか常に
手入れがなされ、大変気持ちいい場所になっております。これと比較するというのもあ
って、このような質問をしたわけでありませう。

問題に入りますけれども、JRの敷地内外の除草の問題でありますけれども、先ほどJR
に対して申し入れをするという話がありました。ただ、現在のJRの状態からすると、
強く申し入れしたとしても、そう簡単に「はい、やりますよ」ということはちょっと考え
にくいという気がいたします。ちょっと腰が引けた考え方ですけれども、JRが応諾しな
い場合どのように考えているのか。この辺、回答できましたらお願いしたいと思います。

これまで道路を除く公共用地に関して質問してまいりました。これから要望に入ります
けれども、道路に関してでありますけれども、道路はつくってから1年ぐらいは雑草も目
立ちませんが、2年目からはあちこちに雑草が生え始め、3年目になるとほとんどの場所
において雑草が生い茂り、歩道の通行にも支障が生じることとなります。

合併によってあちこちに新しい立派な道路ができ、利便性が高まりました。市民も、ま
た市外から訪れる人も道路を利用します。ごみのない道路とともに、雑草の生えてない道
路、これが観光都市笠間を訪れるお客様への最高のお土産になるのではないかと考えてお
ります。すばらしい道路環境を維持するには、相応の出費が必要となります。せっかくつ
くった道路ですので、里親制度の充実を含め、道路の環境整備にもこれから十分注力され
るよう要望いたします。

私は、かつて勤務の都合で宮崎に3年間おりました。さほど皆さん方お気づきにならな
いかと思えますけれども、宮崎県というのは平野部が少なく、火山が近くにあるため土
地は決して肥沃ではありません。取り柄は気候が温暖なだけの地域であります。

しかしながら、昭和30年代から40年代にかけて、あそこは新婚旅行のメッカとして名前
を売ったことがありました。当時の県知事とバス会社の社長、この二人が中心となって道
路を活用したのであります。フェニックス、アメリカンパーム、アメリカンヤシ、それに
キョウチクトウやカンナ、これを道路わきに植えて、あるいは海岸沿いの狭い空き地にサ
ボテンや南国の植物を植えたりして、南国情緒豊かな道路公園、いわゆるロードパーク、
これをつくったのであります。これが観光客を呼び込む大きな原動力となりました。道路
も観光資源となるのであります。

それと、最後になりますけれども、道路の交差点付近で、雑草が伸びているために見通
しがきかないところが多くなっております。特に北関東道路の側道と他の道路が交差する
部分、例えば岩間街道と北関東道路と交錯する部分、あるいはそのちょっと先で友部スク
ウェアの西側を通して新しく開通した道路があります。これの側道との交差部分につきま
しては、つる草の一種であるクズ、これが伸び放題となっております。見通しが全くき

かない状態となっております。このほかにも、高速道路わきにはこういった草の生えているところがたくさんあります。管轄が高速道路公団か笠間市か判然としませんが、道路のパトロールを強化して、必要に応じて道路公団に雑草の除去を強く申し入れるなり、あるいは笠間市として積極的に対応し、交通の安全に心とお金を用いていただきたいと願います。次第であります。

このように観光客を含め来訪者の多い場所、若者の通行が多いところ及び通行に危険のある場所などは、年に3回、4回ぐらいの除草作業をされるように要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鈴木（裕）議員の質問に私の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、友部駅北口広場の市有地の件でございます。駅前ということでございますので、当然それなりの適正な管理というのは必要だと考えております。あそこは最終的には、駅前という一等地、立地条件も非常によいところでございますので、地域の活性化を含めて何らかの活用していかなければならないというのは、駅の整備に合わせて我々も考えておるところでございます。全く放置しているという状況ではございません。

経過について若干説明させていただきますと、これまで不動産業者やJRの関連会社、そういうところとあそこの活用について何か提案できないかというようなやりとりは、何度かさせていただいてまいりました。ただ、面積的な問題等も含めて、周辺の住宅の状況とか、そういうことでなかなか具体的ないい案が出てきてないのが現状でございます。

行政としてあそこに何らかの施設をつくるというのは、私は今の時点では考えておりません。できれば民間の方に活用していただくのが一番いいのではないかなという考えを持っておりますので、今後もそういう形で民間にはアプローチをしていきたいなと考えておるところでございます。

それと、雑草の件でございますが、特にこの時期になると、国道、県道、市道含めて非常に目立つような状況になります。市の場合は、あわせて市の公園とか市有地とか、さらには公共施設の周辺の緑地だとか、そういうところも雑草が伸びてきている状況はおっしゃるとおりでございます。

市の前に国の状況ですが、先ほど高速道路の話もありましたが、国の方は、ここ2年間ぐらい、国道を見ていただければわかるのですが、道路の草刈りは3回から1回程度に減らしております。ですから、中央分離帯は伸び放題のような状況であるということで、これは景観上非常に不快感を与えるということで、私どもの方は国の方にある程度一定の管理をしてくださいという要望をさせていただいておりますが、なかなか政府の考え方がそうではないようでございますので、余り管理がされていないのが現状でございます。

我々市の方についてですが、今申し上げましたような施設、道路等の草刈りをどう実施していくかということは、これは非常に大きな課題になっております。そういう中で、考え方としては、利用されている皆さんやそこを通る方に不快感を与えない程度の草刈りというのが必要だと思っております。ただ、それを役所ですべてやるということがなかなか難しいという点もありまして、現在は、里親制度、そういうものを活用しながら、地域の方々に、無理にでなくて、ご理解の上お願いをしているところでございます。

私は、その施設によって、草刈りの程度とかそういうものは差があってしかるべきだと思っております。例えば子どもたちが遊ぶような公園については草刈りの頻度は高くするとか、空き地でそれほど利用されていないものについてはある程度少なくともやむを得ないのかなと。さらには、道路については今言った里親制度なんかを利用して維持していくということが必要だと思っております。

この里親制度については、今、23の団体で実施をさせていただいておりますので、さらに制度の趣旨をご理解いただいて地域での道路管理ができるように、道路だけじゃなくて、公園とか、例えば危険を伴わない河川だとか、そういうものにも広げていくように検討をしてみたいと思っております。

それと、各課が担当して管理しているわけなので、その課によって若干管理人の状況が違うところもあるのも現状でございますので、例えばそれぞれの課の管理じゃなくて、岩間地区だったら岩間地区の公共施設を総合的に草刈りなんかを管理すると、そういう考え方も私はこれから検討していかなければならないのではないかなと思っております。いずれにせよ、不快感を与えないような取り組みをしていきたいと思っております。

それと、JRへの申し入れについて、JRが対応しない場合ということでございますが、対応しないということは考えられるかもしれませんが、JRの管理区域でJRがやらないから笠間市がやるのかというと、これはまた別問題だと思いますので、できるだけJRにお願いして、こっちもJRの協力依頼があったときにはJRに協力していますので、向こうにも協力していただけるようお願いしていきたいと思っております。

議長（柴沼 広君） 10番鈴木裕士君の質問を終わります。

次に、6番鹿志村清一君の発言を許可いたします。

6番（鹿志村清一君） 6番鹿志村清一でございます。ただいま議長の指名をいただきましたので、一般質問を行いたいと思っております。

質問通告に従いまして質問を行いたいと思っております。

まず、1問目ですが、犯罪被害者支援の取り組みについてお伺いいたします。

笠間市においては、犯罪のない安全で安心な地域をつくるために、平成18年3月笠間市生活安全に関する条例を施行し、官民一体の取り組みがされている。しかしながら、犯罪の発生はとまることを知らず、犯罪に巻き込まれた被害者と被害者の遺族は、被害者の権利が尊重され支援を受ける状況にあるとは言えないと思っております。犯罪被害者は、状況によ

っては地域で孤立したり、経済的、身体的不安に陥ることや、二次災害に苦しめられる状況に陥ることもあると受けとめております。

このような中、犯罪被害者の権利や利益の保護を図ることを目的に、平成17年4月国において犯罪被害者基本法が施行され、基本法5条では、地方公共団体の責務として、犯罪被害者等の支援に関し、地方公共団体の地域の実情に応じた施策を策定、責務を負うこととなっております。

去る8月24日、県内で初めて昨年10月に条例を施行した常陸大宮市に、経緯と内容について調査に行きまいりました。

説明によれば、平成17年12月栃木県の少女殺害遺棄事件や平成20年9月には医療施設で治療を受けた方が山方宿で通り魔殺人事件を起こし、その事件の中で、地域では防犯パトロール、青色回転灯車防犯パトロール活動が行われており、犯罪に遭遇する不安が広がっているとの認識で、だれもが被害者になるという危機感のもとに、山方町では通り魔死傷事件について地域の危機感もあり、三次市長さんが制定の必要性を感じ検討に入ったとお話でございました。

私も、以前から、オウム事件による犯罪被害者の厳しい被害後の生活環境を考えると、まさに加害者の人権と被害者の人権を比較して疑問を感じておりました。法治国家であっても、被害者の人権は守られているのかいささか考えさせられ、社団法人犯罪被害者支援センターの賛助会員として、常盤大学の研究集会などにも参加し、感じておりました。

また、笠間市の職員の方も犯罪被害者支援センター総会などに出席しており、笠間市の被害者支援基本法への理解も進んでいるものだなと考えておりました。さらに、副市長も、今回、茨城県生活文化課が犯罪被害者支援の管理部署であることから、内容については笠間執行部は熟知されているのではないかなという感覚で受けとめております。

犯罪被害については、死傷事件や婦女暴行事件、DV、交通事故など、ある日突然人生の大きな環境の変化を強いられ、被害者であるがゆえに近隣から孤立したり、犯罪への恐怖から従来の居宅にいらなくなることもあり、避難場所の提供も必要だと考えられます。生計の主たる者が被害者となり収入の道を閉ざされる、障害者となり職を追われることも考えられます。何の罪もない被害者が、困窮の果てに自殺することもあります。ふるさとを捨て、友人から隔絶した生活を強いられることもあります。そのため、被害者支援のあり方をしっかりと考え、地域と自治体で支えていかなければなりません。

常陸大宮市でも、生活支援貸し付けや支援給付を条例を定めた中でうたっております。生活の安心・安全のために、笠間市でもより踏み込んだ施策展開を図り、条例制定に取り組んではいかがかということでお伺いしたいと思っております。

さらに、犯罪被害者支援につきましては、社団法人いばらき被害者支援センターによれば、平成22年度支援件数、電話相談は266件、直接支援が319件、面接・面談が10件、交通事故の遺族、殺人事件遺族への自助グループへの支援などを行っており、直接支援の中身

は、法廷への付き添いが110件、自宅訪問・生活支援が5件、法律相談が19件、さらに病院の付き添いについては3件、行政への付き添いが11件、その他171件との報告があります。さらに、県生活安全課での犯罪被害相談が約40件くらいあると聞いております。

犯罪被害者支援条例について、被害者支援の内容から、一つの市で対応するより、県または二、三の市町村規模で対応する方が効果的ではないのかなと考えておりましたが、常陸大宮市の条例策定に至る経過を聞くにつけ、地域内での発生の件数ではなく、制度的に安心・安全のまちづくりとして笠間市でも制定すべきだと考えるに至り、お伺いいたします。

2点目ですが、社団法人いばらき犯罪被害者支援センターで行っている支援活動養成講座というものがあります。これはチラシが市役所市民活動課などのカウンターに置かれておりますが、犯罪被害者早期支援団体として社団法人犯罪被害者支援センターが被害者ご家族への支援活動員の養成を図るとしており、初級、中級、上級の講座があります。支援活動に当たってはそれなりの学習が必要と考えられ、本年度募集は9月1日に開講しており、既に受け付けは終わっております。

地域の犯罪被害者支援の意識向上と支援のために、この講座は初級、中級とも10回行われ、最低でも7回は必須ということで、受講料1万円がかかることから、お隣の桜川市では、受講者に受講料の補助を支援することになっているということでございます。

支援活動員は、茨城県犯罪被害者支援センターの支援活動であるが、県内には310名ぐらいの講座修了者がいると聞いております。

そこで、笠間市内には支援活動員講座修了者は何名ぐらいいるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

講座受講者の受講料の補助を考え、支援活動員をふやす支援をすべきと考えるが、いかがお伺いしたいと思います。1問目でございます。

2問目として、空き家の適正管理に関する対応についてお伺いいたします。

高齢社会に入り、住宅の老朽化、所有者の高齢化、相続により権利関係が複雑になり所有者の特定が困難をきわめ、さらに経済的事情により空き家が目立ってきており、所有者の特定が困難であるなどの問題が生じています。また、近隣関係においても、草木の繁茂による苦情なども多いと聞きます。

空き家については、適正管理がされないために、不審者が入り込んだり、不審者の火の始末など火災予防上の心配がされております。快適で安心な生活環境を維持するための施策が必要と考えます。

笠間市では、生活安全に関する条例で、第6条土地建物管理者の責務として、地域の防犯活動を推進し、生活安全施策に協力しなければならないこととなっております。笠間市環境住みよい条例では、空き地について、第8条空き地の管理、第9条空き地の所有者に対する勧告、第10条空き地の所有者に対する命令において、空き地の管理について、管理

の不適正状況について、不良状態であること、不良状態になるおそれがあると認めるとき、空き地の管理者にその場合は弁明の機会を与え、不良状態の改善についての措置及び命令ができるとしています。

では、その改善の措置命令をしたとき、管理者が対応しないときは、当然丁寧に何度も改善を状況に応じて指導するのかなと思いますけれども、緊急のため弁明のいとまがないときはこの限りでないとしております。どのような措置命令を想定しているのか。罰則規定などの強制力がないと命令の効果が発揮できないのではないかと考え、この点についてお伺いしたいと思います。

ことしの8月8日の日本経済新聞生活面の特集で、「少子高齢化で管理が行き届かずふえる空き家地域悩ます」という見出し項目で記事がありました。どこにでもあるような話題でしたが、2004年近隣住民の苦情が寄せられ、その時点で空き家になっており、軒先から雨どいが垂れ下がったり壁板がはがり落ち、所有者の連絡先も知らない。登記簿を調べ改善要望したが、あて先不明で返ってきた。町内会からの要望で、市が固定資産税を払っている人を突きとめ、郵便を出したが返信はない。市職員が県外まで訪ね壊す約束を取りつけた。登記簿上の所有者は既に亡くなっており、家族が相続したが名義変更していなかった。この間約7年を要した、という記事の内容でございます。

この内容ですと、廃屋について、いつ倒壊するかわからない、施錠等の管理もされていない、そのような状況で市は改善の指導助言にとどまるわけでございます。

笠間市において、近隣関係で所有者がだれであるかわからない、法務局へ行って確認し、さらに所有者へ迷惑を受けている人が通知を出し、自分で法律的手続をとるものでしょうか。

笠間市住みよい環境条例では、空き地について指導助言、さらに対応を市長と協議の上市長に委託することができるとなっております。指導助言で求めても対応してこないときは、時間をかけて協議の場に出ていただくということのみののでしょうか。

空き家についてであります。これで円滑な行政が進むとは思えません。少子高齢社会で、家族関係も地域環境も変わってくる。

国土交通省の空き地・空き家等外部不経済対策という資料には、高齢化により所有者が利用管理できない空き地、空き家、廃屋、廃墟が、少子高齢化、人口減少に伴い適正な管理ができない不動産がふえているとなっております。2008年の住宅・土地統計調査で、全国の空き家約757万戸、空き家率13.1%、賃貸用の住宅が半数を占めるということでございます。所有者の死亡、長期入院などで居住者不在住宅が268万戸となったと記載されておりました。笠間市においても同様な現象が起きてきているのではないかと受けとめております。

埼玉県所沢市では、空き家に関する適正管理条例が2010年10月に施行されております。その事例、取り組みというものをホームページで見ますと、空き家の雑草については生活

環境課、火災予防は消防本部予防課、建物に関しては建築指導課で対応している。市民は複数の課にかかわるときどこに相談したらいいのかわからなかった。法的根拠がないので、所有者の理解や個人財産について何の根拠があって改善の手紙を送ってくるのかと対応に苦労したが、窓口を一本化することで市民にわかりやすくなったと言っていました。

笠間市におきましても、住みよい環境条例に空き家の適正管理の項目を入れるとか、別途、所沢のように空き家の適正管理に関する条例を施行してはどうかということでお伺いしたいと思います。

過日、消防本部にお伺いしたところ、空き家の件数などの実態はどうなっているのかとお尋ねしましたところ、消防長さんでしたが、まず空き家についての定義というものが大事ですと、定義の共通の認識がないと件数の把握が難しいとのお話でしたが、果たして笠間市内には空き家の件数はどのくらいあるものか。

所沢市では、空き家の問題として、近隣住民が、所有者が不在で適正に管理されていない家屋がそばにあって、今後の管理状況がつかめない不安であると言っています。危険な廃屋、施錠もされず不審者の侵入を許す廃屋がそばにあったら何と不安なことか。助言、指導、改善勧告を繰り返しても弱く、強制力は必要と考える。従わない場合は氏名公表を行うという罰則を設けることで建物所有者の対応を促すことができ、担当者によれば、条例文を改善の通知文と同封することによって解決に時間がかからなくなって、解決件数もふえたということをお伺いしました。さらに、市民が一人で法務局や迷惑改善の依頼文を送付することがどれだけ時間を要することか、費用もばかにならないということをお伺いしました。条例により、所有者の理解と協力をいただけるようになったと言っていました。

空き家等の管理不全については、さまざまな事情があってそのようなことが生じるのであることを念頭に、対策を考える必要があると思います。笠間市住みよい環境条例に空き家の適正管理について追加項目を入れるか、また別途独立的に適正に管理する条例をつくることを考えてはいかがか、お伺いしたいと思います。

1回目の質問ですけれども、3問目に入りたいと思います。

次は、通告に従いまして酸性雨対策についてお伺いいたします。

酸性雨は、中国・東南アジアの開発途上国の工業化の進展に伴い、関心が高まっている。近隣ロシア、中国において環境に対する対応が高まっているようだが、問題が残っております。原因は硫酸、硝酸であり、自動車や発電所、ビルのボイラー等で石油石炭を燃やすとき、汚染ガスの放出で大気中に硝酸、硫酸に変わり酸性雨となる。中東、アジア諸国も排煙技術の進歩により二酸化炭素脱硫技術について有用性を感じ対応してくることとなるが、依然として、近年、特に黄砂の時期に有害物質を含んだ降下物が飛散してきております。食を考えると不安を覚えるということではないでしょうか。欧米では生態系への影響が観測されております。

日本は、地球温暖化防止の京都議定書で、温室効果ガス排出量を12年までに1990年比で6%削減を公約しております。2008年の後半から景気後退に伴うエネルギー需要の減少、原子力発電所の設備利用技術の上昇で2009年度の排出量は1990年比で4.1%減少し、まさに京都議定書の公約まであと1.9%にまでなっております。

しかしながら、東日本大震災における原発事故に伴い、原子力発電は電力量の30%を賄っておりましたが、火力発電で賄うと二酸化炭素排出量は16%も増加します。国外での温室効果ガス排出枠購入を迫られることになると思います。今後、省エネ技術のさらなる開発、低炭素社会への切りかえ、再生エネルギーへの切りかえ、森林吸収率への依存を進めることも大事であると考えます。

現在の状況での笠間の農林業、食も関心事であります。森林樹林、大理石や金属を使用した建物、石仏などの歴史的文化財への影響は出ているのかどうか、被害調査はされているのか。震災の中、世界的に二酸化炭素排出について京都議定書達成は厳しいと聞くが、市内の酸性雨の影響についてお伺いしたいと思っております。

次、4問目に入りたいと思っております。

恋人の聖地イベントの安全対策についてということで通告いたしました。

平成22年6月全国100番目の恋人の聖地「陶芸の里かさま」が認定され、モニュメント除幕式が挙行されます。8月には北山公園において光のオブジェイベントが開催されました。9月17日は笠間工芸の丘においての除幕式や催事が行われます。うまくいけば、今後、観光文化交流都市笠間のあり方を新たに方向を見出すチャンスになることも考えられると思っております。

今後、官民が協力して市内各所でイベントが行われるとお聞きしますが、北山光のオブジェイベントを見ると、若い人が多く、外からの来訪者の熟年カップルや若いカップルは公園内が暗く公園内の道路状況や公園内の状況がよくわからないというところで、催事に参加しているのではないかと思います。事件、事故に巻き込まると、恋人の聖地認定は観光のまさに命取りになると考えます。

市と警察、主催者の綿密な安全管理策が必要と考えられますが、今後どのような対応策を検討されているのか。企画段階での質問となりますが、市民のための市民がつくる恋人の聖地陶芸の里を快適で楽しいイベントとして成功させ、笠間に定住したい人がふえるように考えをお伺いしたいと思っております。

これで1回目の質問といたします。

議長（柴沼 広君） ここで暫時休憩いたします。

なお、11時15分より再開いたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

20番大関久義君が所用のため退席いたしました。

市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 6番鹿志村議員のご質問にお答えします。

まず、犯罪被害者支援の取り組みについて、（1）犯罪被害者支援条例についてでございますが、茨城県内では、先ほど議員ご指摘のように常陸大宮市が昨年度施行しております。

笠間市では、茨城県犯罪被害者支援センターへ毎年15万円の負担金を支出しており、茨城県被害者支援連絡協議会や笠間地区被害者支援連絡協議会の会員、幹事としてかかわっております。また、議員ご指摘のように、笠間市生活安全に関する条例において、地域の安全と安心の実現に向け自主的に活動する団体を支援しているところでございます。

市としましては、犯罪のあるなしにかかわらず、市民が安心して暮らせるために時代に即した施策を展開する必要があると考えており、そのためには安心・安全なまちづくり条例の制定なども視野に入れながら、その中で犯罪被害者の支援もあわせて検討していきたいと考えております。

次に、社団法人いばらき犯罪被害者支援センターの支援活動員養成講座についてのご質問でございますが、この講座は、議員ご指摘のように受講料が1万円かかり、昼間に開催される講座では、初級では3カ月、中級では5カ月、上級を含めるとおよそ2年の長期間を要するに講座でございます。これまで受講している方は、看護師、教職員、弁護士などで、何らかの形で被害者と接する機会の多い方が主なようでございます。

市としましては、この養成講座の受講が比較的長い期間を要することや講座修了後の支援活動員の活動内容を踏まえると、いわゆる退職者世代へのアプローチが重要と考えており、広く市民にこの養成講座の周知を図ってまいりたいと考えております。また、支援活動員としての活動状況を把握しながら、活動内容の検討も行ってまいりたいと考えております。

ご質問にあった市内での受講者数でございますが、私どもが被害者センターに問い合わせましたところ、これまでに初級、中級を受講している方が約40名で、そのうち、さらに上級を受講して支援活動員として登録されている方は3名と伺っております。

先ほどの質問の中で、受講に対して補助等支援を考えているのかというご質問に対する答えでございますが、現在のところは、支援については特別考えてございません。

続きまして、2番目の空き家の適正管理に関する対応についてでございますが、市では、昨年度草木の繁茂による苦情があった件数は91件で、そのうち空き家は12件でした。今年度は8月までに44件の苦情があり、そのうち空き家は6件で、全体の約13%程度となっております。

また、昨年度市内での侵入窃盗事件は112件発生しており、そのうち空き家は11件で、今年度は8月までに同じく115件発生している中で、空き家は6件となっております。

空き家につきましては、本来持ち主が適正な管理を行えば、地域からの苦情も少なくなるものと思われれます。しかし、高齢化社会の進展や核家族化、経済情勢などから今後も空き家はふえていくことが予想され、地域の安全・安心を考えれば、空き家対策は必要と考えております。

空き家につきましては、老朽化した空き家と、農家住宅など古民家として活用が可能な空き家があります。老朽化した空き家の増加は、窃盗、放火等の犯罪増加の要因となり、治安の悪化や雑草の繁茂による景観の悪化、近隣住民の不安感の高まりなどさまざまな問題を地域にもたらすこととなります。

本市では、既に笠間市住みよい環境条例があり、空き地の管理は所有者等に対する勧告、命令などの規定により空き地対策を行っておりますが、空き家対策につきましては、空き家の抱える課題を整理しながら、必要な対策がこの条例の中に盛り込めないか今後検討してまいりたいと思います。

なお、先ほどの空き家に対する対応でございますが、苦情なり通報を受けますと、現場を確認して、その後文書あるいは訪問等で何度か指導しております。大体7割程度は草刈りとか対応していただいておりますが、すべて満たしているわけではございませんが、その方々も回を重ねて指導はしております。ただ、最終的に罰金を科すとか、そういうところまでは至ってございません。

続きまして、3番目の酸性雨についてでございます。まず、笠間市の酸性雨の被害状況等の確認調査を行っているかというご質問ですが、現在、笠間市として影響調査等は行っておりません。酸性雨の状況は、全国的に見ますと、降水pH、つまり降水のイオン濃度は年により増減いたしますが、横ばい傾向にあります。

ただし、近年は、晩秋から春にかけて降水における酸性物質が増加傾向にあり、これは議員ご指摘のとおり中国、東南アジアからの越境大気汚染の影響であります。

被害状況につきましては、環境省のまとめによりますと、全国的に植物に対して急性被害が懸念されるpH3.0未満の降水は観測されておりませんし、酸性物質沈着や土壌酸性化が主たる要因と断定される衰退木も確認されていないとのことです。

しかしながら、酸性雨による影響は、土壌、植物等に緩衝能力が低い場合には、一定量以上の酸性物質の集積により急激に影響が発生する可能性もあることから、今後は、国、県の対応状況を見きわめ、調査要請があれば協力をしていきたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 6番鹿志村議員の恋人の聖地イベントの安全対策についてのご質問にお答えいたします。

光のオブジェのイベントは、恋人の聖地の一つでもある北山公園で、震災の被害を受けた笠間市を活気づけようと、演出も含めて笠間青年会議所が企画したものでございます。新池に太陽光を利用したハート型のイルミネーションやオブジェを暗闇の中に浮かび上がらせ、際立たせる演出のため、照明を抑えたことにより会場内が全体的に暗くなっております。

現在、市や関係団体が行っている各種のイベントの安全管理対策につきましては、警察、消防との事前協議や交通安全協会等の協力を得て開催をしております。また、各種のイベントの内容や趣旨を参加者にもご理解いただきながら、今後も安全対策について関係機関と協力の上、安心して楽しめるイベントに取り組んでまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 鹿志村清一君。

6番（鹿志村清一君） 1問目でございますけれども、生活安全・安心のため笠間市でもより踏み込んだ施策展開として条例制定に取り組んではということについて、笠間市では社団法人犯罪被害者支援センターに早期支援団体として15万円の支出をしているという内容のお話であったと受けとめておりますけれども、条例制定というのは、まちづくり条例で安心な条例の効果を発揮するというようなお話の答弁であったと思いますけれども、それで間違いはないのでしょうか。

私としましては、基本的に犯罪被害者支援条例につきましては、常陸大宮市で自治体としての犯罪被害者の支援費また貸付金等の聞き取り調査いたしましたけれども、基本的に犯罪被害者は支援条例というものが自治体に制定してあると、年にその対象者がなくても、いざというときに犯罪被害者の関係家族が困らなくて済むという非常にいい制度だと私は受けとめてまいりました。そういうことで、市としても、まちづくり条例という中での対応よりも、私は犯罪被害者支援の条例を制定すべきだと考えて質問しておりますので、その点を、今後、時代の状況の中で対応していただけるのかどうか、そういうことに対する所感を市長にお伺いしたいと思っております。

続きまして、通告の中では、2点目として、犯罪被害者支援活動講座に市の職員を受講生として参加させてはいかがかということで通告しておりますけれども、これは本当に時間とそれなりの熱意を持った理解力を持たないと講座修了できないという状況を聞き及んでおりますので、退職年代の方にそういう対応、広報活動していきたいというのが市の取り組みであるというお話でしたけれども、ぜひこれは、先ほども部長の方からありましたけれども、しっかりした講座内容で時間がかかる、そしてきちんと出席しなければならないということを考えますと、結構熱意を持って活動しようという意思がある人でないと続かないということもありますので、それに対して桜川市では、実際に私が聞いたところでは、受講料を支援するということにはなっているけれども、それを適用したことはまだないんですという話を聞きました。

先ほど犯罪被害者支援センターで私も確認したのですけれども、支援活動講座修了者と

というのは県内に何人ぐらいいるのかと聞きましたら、初級、中級、上級にかかわらず310名ぐらいの修了者がいると。そして、笠間市内で講座修了者は何名ぐらいいるんですかと聞きましたら、被害者支援センターでは、途中で講座修了に至らない人もいますけれども、講座に参加した人が10名ぐらいいるというようなお話でした。人数の多い少ないということはあるですけれども、少し修了者の数が違うなという思いがしました。

そういうことで、支援活動員の養成講座について、講座に通うための費用というのもばかになりませんので、最低限受講料の負担について検討願えるのかどうか、再度聞きたいと思います。

空き家の適正管理に関する対応について、空き家の件数と空き家への侵入窃盗事件の件数のお話がありました。そして、空き家について笠間市の条例の中に盛り込むかどうかということについては検討してみたいというお話ですが、私がこの質問をした経緯の中には、ぜひ検討すべきだという意味を持って質問しておりますので、そういうことで対応を考えていただきたいということと、あと質問の中で、強制力ですね。住みよい条例の中で、空き地に対してもそうなんですけれども、指導助言で求めても対応してこないときは、時間をかけてその場に出ていただくように努力するというようなことで終わってしまうのでしょうか。ということは、不全な状態で長期間放置しておくような対応でいいということの意味しているのでしょうか、その点についてお伺いしたいと思います。

それに関連してですけれども、空き家については笠間市の住みよい環境条例には入っていませんけれども、空き地についても罰則規定まで踏み込んでいないということで、その点の問題について、ほかの市町村では近ごろは罰則規定に踏み込んでいるということで、いろいろ協議しても対応していただけないという場合に、氏名の公表などの罰則規定に踏み込んでいるという場合もありますし、また、空き家の適正管理についての所有者の対応の仕方、そして時間の経過、そういうものについて、私、四條畷市の生活環境課に電話して聞いたところでは、条例の中で空き地と空き家の条例を盛り込んでいると。その中でも、改善に協力してくれない場合は基本的には罰則規定として氏名公表をお願いする場合と、四條畷市の場合は、氏名の公表でもなお対応していただけない場合は、市の方で行政代執行を行ってその費用を徴収するということまでうたっておるということでございます。

また、千葉県勝浦市においては、空き家に対しての所有権の問題とかいろいろありますけれども、公共と私権の制限という問題におきまして、そういうことについて罰則規定で罰金も設けておるということでございます。

そういう点について、どういうお考えであるかということについてお伺いしたいと思います。

あと笠間市の光のオブジェ、恋人の聖地イベント、企画段階での質問ですけれども、これは治安上、生活安全上の問題で警察とか行政とか対応すると、どうしても恋人の聖地というのは少し薄暗いとか、昨日も佐白山の月見の会というのを見てきましたけれども、暗

いのがいいわけです。そういう中で、生活安全の観点から警察と対応すると、照明を明るくするとか、そういう決まりきったことが出てくるのではないかと思うんです。それも一理あるんですけども、基本的には市民の手づくりで、一人一人が参加した形の、防犯パトロールも必要ですけども、赤色灯パトロール笠間市でやっております。NPOなど市民ガード隊など、そういう市民レベルの、防犯パトロールではない、有志でNPOをつくったような形の、本拠地として空き店舗を利用した、そういう市民の力でみんなでこのまちをよくしていこうという、市民ガード隊というような、例えばそういう名前の空き店舗などの利用について考えてもいいのではないかと思いますので、そういう観点についていかがかお伺いしたいと思います。

時間がなくなりましたので、以上お伺いしたことについてご質問いたします。

議長（柴沼 広君） 12番西山 猛君が所用のため退席いたしました。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 鹿志村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

犯罪被害者条例の制定の考えはあるのかということだと思います。事件等に巻き込まれて対象者になってしまった被害者自身、ご家族の心情を考えると、行政としても何らかの支援をしていかなければいけないということで、その被害者支援という観点で茨城県の被害者支援連絡協議会というのが結成されたわけでございまして、このメンバーは、県や民間の団体、さらには警察署単位で協議会をつくっております、笠間市も、笠間警察署管内の中で、笠間市地区被害者支援連絡協議会というものをつくって被害者支援を行っているところでございます。

また、一方では、民間の方で、いばらき被害者支援センターというものを常盤大学の先生方が中心になって立ち上げて、相談事業や支援事業を行っているのが現状であるわけでございます。

そういう中で、笠間市としましては、安心・安全なまちづくりというのは現在も進めているところでございますし、市民の皆さんからもいろいろなご要望の中では、総体的な話でございますが、安心・安全な地域づくりをお願いしたいというようなご意向もございまして、安心・安全なまちづくりに努めているところでございます。

ただ、安心・安全なまちづくりというのは非常に幅広い分野にまたがるわけでございまして、災害やら治安やら交通安全等々いろいろな分野にまたがってくるわけでございます。

我々としては、この被害者対策につきましても、先ほど部長から答弁させていただきましたように、今後、安心・安全なまちづくりをさらに意識を深めるために、条例の制定も視野に入れて今進めているところでございますので、そういう中でこの被害者支援ができるかどうか、検討をしてみたいと考えておるところでございます。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 6番鹿志村議員の再度のご質問ですが、受講者の人数の違いについては、私申し上げたのはあくまで登録者ということでございます。

それと、受講の支援ということだったのですが、これは市長も再度申し上げましたとおり、条例制定を視野に入れながら考える中で、その辺も触れていければと考えております。

それと、空き家についてなんですが、そのまま長期的に放置しておくのかということでございますが、10条に命令、34条に罰金とありますが、これまで実行していないことは事実でございますが、今後、状況が悪化しておりますので、これも条例の改定とともに考えていきたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

産業経済部長（岡井俊博君） 鹿志村議員の再度のご質問にお答えします。

お話にあったように、イベントにはいろいろな演出がございます。それによっていろいろな方に対する魅力といたしますか、そういうものをイベントで効果を出しております。当然、イベントを開催するに当たりましては、先ほどご答弁申し上げましたように、警察であるとか消防、あるいは地域の方、市民の方の力をかりて安心なイベントに企画をして、当然実行すれば反省会等をしながら、課題、問題、効果等について次回のイベントに向けてそういう努力をしていくということでございます。

したがって、安心なイベントになるよう関係機関と密な協議をしながら、楽しく安心できるイベントに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

議長（柴沼 広君） 6番鹿志村清一君の質問を終わります。

次に、19番町田征久君の発言を許可いたします。

19番（町田征久君） 19番議員町田です。さきに通告しました岩間中学校に合気道部の創設を、2点目、第一東宝ランドの道路の側溝の改善について、3点目、県道南指原岩間停車場線の進捗状況について、4点目、岩間工業団地内の交通安全対策についての4点を一般質問しますので、前向きな答弁をよろしくお願いします。

1点目、岩間中学校に合気道部の創設を。

旧岩間町は、合気道の開祖植芝盛平翁が修練道場を開いて合気神社を建立し、合気道の礎を築いた聖地として知られている。合気道は、試合を目的にしているのではなく、相手を思いやり、自己を磨き、礼法や調和の心、困難にも負けない体力や気力を身につける武道であり、中学校の部活としてはふさわしいと思うが、市の考えをお伺いします。

2点目、第一東宝ランド内の道路の側溝の改善について。

岩間第一東宝ランドが開発されて37年の歳月が流れたが、側溝のふたがされていない。改善すべきではないか、お伺いします。

3点目、県道南指原岩間停車場線の進捗状況について。

県道南指原岩間停車場線の進捗状況についての質問は2回目になるが、1市2町の合併

により新笠間市になればすぐにも工事が進むはずだった。現在の進捗状況をお願いいたします。

4点目、岩間工業団地内の交通安全対策について。

岩間工業団地北側のキヤノン化成と不二製油の角にある市道交差点に信号機の設置を求めて、これで3回目です。14年にわたり質問してきた。その後どうなっているのか、お伺いします。

以上4点、よろしく申し上げます。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 19番町田議員のご質問にお答えいたします。

岩間中学校に合気道部の創設をとのご提案でございますが、現在、岩間中学校の部活動は16部あり、生徒数の減少により部活動の数についても見直しの課題を抱えている状況にあります。

合気道部につきましては、中学校体育連盟に加入していないことや指導者としての教師の指導技術の習得が難しいこと、また生徒数の減少等を考えますと、新たな部の開設は困難な状況にあると考えております。

なお、笠間市としましては、来年度平成24年度から中学校の体育で武道が必修となることから、地域の特色ある武道として、合気道を学校体育に導入してまいりたいと考えております。

その一環として、昨年度は稲田中学校において、1年生全員を対象に、合気道茨城支部道場より講師を招聘し、試行的に体育の授業を実施しているところでございます。また、本年度は、夏季休業中に体育教師を対象とした講習会を2会場で開催するとともに、これから岩間中学校におきまして、中学1年生を対象に授業として実施する予定でございます。

合気道を授業に取り入れることで、地域の特色ある武道としての合気道に多くの生徒が触れ、また基本的なわざを身につけることを通して、相手を思いやる心、礼法や調和の心、困難にも負けない体力や気力を身につけることができるなど、生徒の成長の上からもよい学習の機会であると考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 19番町田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、第一東宝ランド内の道路側溝の改善についてのご質問でございますが、この第一東宝ランドにつきましては、昭和48年に東宝商事株式会社が泉地内において約16.4ヘクタールの団地開発を行い、それに伴う団地内の道路4,584メートルについて、当時旧岩間町に帰属されたものでございます。そのうち、団地内の車道幅員6メートルのメインの道路であります市道（岩）中203号線、延長915メートルの両側には、幅30センチメートルの

側溝が設置してあります。そのうち、開発のときに歩道を整備した約415メートルについては側溝にふたが設置してあり、残りの約500メートルにつきましては、歩道もなく側溝にふたが設置されておられません。

この道路は、岩間第三小学校の通学路にもなっており、歩行者の安全を考えた場合、歩道空間を確保する必要があることから、今後、団地の皆様と協議してまいりたいと考えております。

次に、県の事業であります県道南指原岩間停車場線の進捗状況でございますが、本路線につきましては、下郷地内の国道355号から吾国山道祖神峠までの県道笠間つくば線に至る約7.7キロメートルのうち、長沢地内までの6.2キロメートルについては、平成6年度に工事が完了しております。そこから道祖神峠までの約1.5キロメートルの区間が未整備となっております。

この区間の用地の取得状況でございますが、平成18年度までに民有地の用地買収は完了し、国有林地約2万平米が未買収と伺っております。

茨城県では、未改良区間の概算事業費が約4億円を要することや年々道路事業の予算の確保が難しくなっていることから、継続地区の事業箇所さえ思うように進められない状況であります。現在、笠間市内におきましては、一般県道だけでも、岩間地区の上吉影岩間線ほか3路線を重点的に実施している状況であります。事業の推進については難しいというような回答でございます。

本市といたしましては、予算確保の厳しい状況ではございますが、ほかの路線の進捗状況を見ながら、引き続き県に要望をしてまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 19番町田議員のご質問にお答えします。

これまでも何度かご質問いただいております岩間工業団地内北側のキヤノン化成と不二製油の角にある市道交差点の信号機設置につきましては、平成18年度から毎年笠間警察署へ設置要望書も提出しており、今年度も10月に要望してまいります。

信号機を設置する判断は茨城県公安委員会であり、信号機の設置につきましては、信号機設置の指針により総合的に判断して設置されています。この指針には、大きく分けて二つの方針があり、一つ目は、交通量、交通事故の発生状況、子どもや高齢者の事故防止のために設置される場合、二つ目としましては、自動車の流れをスムーズにするためや歩行者の横断待ち時間の減少のために設置される場合がございます。

なお、茨城県内で毎年設置されている信号機は約100カ所程度であり、1警察署当たり平均3～4カ所となっており、笠間警察署管内では道路新設改良に伴う信号機設置が多くなっているのが現状でございます。

ご質問の交差点につきましては、笠間警察署に確認しましたところ、信号機の設置の必

要性についてはそれほど高くないとのことでありました。

市としましては、交通事故の観点から、この交差点内に中心線の設置を進めるとともに、「止まれ」の標識がよく確認できる自発光式の標識が設置されるよう、笠間警察署に働きかけていきたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 町田征久君。

19番（町田征久君） 再質問します。

1点目ですが、私はこれ今回で3回目の質問になります。指導者については、岩間は発祥の地でありますので、有段者が数多くあります。幾らでも協力は惜しまないと言っているわけです、何ぼでも。もし武道館でできなければ、植芝の道場を使用しても結構ですというお話もあるんです。

現在、部員は少年スポーツクラブで40数名おります。なぜ私がこれほどしつこく言うかというと、過去において、岩間中学校でバドミントン部が廃部した経緯があるんですよ。そのときバドミントン部は40名から50名はいたんです。なぜ廃部するんだと。指導者が転勤になっちゃった、教える人がいないからできないんだと、そういう話はないと思うんです。ずっとやってきて、部活というのは、少年スポーツを通して、小学校を通して、中学校を通して高校、そういう英才教育をして初めていいスポーツ選手ができ上がるわけです。それがプツツととまるという教育の指導。

教育長、もう一度お尋ねしますが、生徒が毎年少なくなっていくのはわかるんですよ。学校の先生も、万能な先生も昔はいたけれども、申しわけないですが、今でもいるでしょうが、例えば野球の顧問がお説教30分で、とうとうとお説教で終わったという野球の部活があったんです、過去に。先生は部活なんかいい方いいと言っているんだから、実際には。早く帰れるから、責任ないから。こういうような状態が実際です。

何も合気道ばかりではないですよ。ずっと続けてこさせた父兄にしたら、続けてやらせたいのが本来の教育だと思うんです。この点は前向きに、また次回のときに質問したいと思います。

それから、2点目、現在、東宝ランド中心部の道路が、大雨が降ると雨水があふれ出て道路が冠水しているのが現状です。住民に聞いてきました、きのう。なぜここに道路の側溝ができないんだと。そうしたら、「町田さん、おれはもうあきらめているんだよ」と。住民があきらめているのが現状なんですよ。だから、市にこの側溝をやってくれとは言いに来ないんですよ。現実にはさく区長を通して市に要望が来れば、これはやらざるを得ないと思うんですよ。あきらめている住民はかわいそうだと思いますか。これは入り口の方はできていて、真ん中の線ですね。ひとつ検討をお願いします。

それから、信号機の設置の希望は数多くあるそうですが、朝夕の通勤時には混雑がひどく、事故の起きるのは車の少ないときに起きているんですね。朝はすごい。何万人とあそこに従業員がいるわけです。お金がないのなら工業団地内で何とか考えてみようという話

まで出ているんですよ、市民生活部長。おれら銭出すべと。実際にあそこの工業団地では本当に困っているんですよ。

また、余談になりますが、さっき部長が申したとおり新設した道路、これは通告はしてありませんが、日吉町東というところに信号機が設置されましたね。これは答弁しないでいいです。聞き流してください。これは非常に評判が悪い。点滅の信号ならいい、車が1時間に数台しか通らない丁字路に、私がかつたら大体30秒はかかりますね。通勤時あそこに渋滞して、これは部長のところへ苦情来ていませんか。あ、それは答えなくていいです、通告してないから。そういうようなところがあります。

お尋ねしますが、笠間市で信号機の設置を希望している件数は、何件ぐらいあるのかお尋ねします。

議長（柴沼 広君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 町田議員の再度のご質問にお答えいたします。

先ほど部活動をとということで、私の方で難しいというお話をいたしました。現実的に、部活動がどこの学校でも子どもたちが集まらない、チームが編成できないということで、今、悩んでおります。

合気道の場合ですけれども、中体連、要するに競技をして県大会とか勝ち上がっていくことで部活動のモチベーションを高めているところがあります。吹奏楽でもコンクールがあります。合気道はそこがないところが、やっぱり武道としての得失です。それは武道の授業で取り上げるのには最適であるというふうに私どもは受けとめております。

ですから、学校で武道で取り上げて、子どもたちがさらにやりたい、集まってやっていきたいということで部活動が自然発生的にできるということであれば応援はいたしますが、現実的に新たな部活動ということはなかなか難しい状況がございます。

また、部活動の場合は毎日の指導になります。授業の場合も、今、地域の方にたくさんお手伝いをいただいているのですが、10時間をそれぞれの学級でやると、かなりのお手伝いをいただく必要がございます。そういうこともありまして、今般、授業の中で取り上げながら、笠間市の合気道のよさを子どもたちに、授業でやることは全員でやるということになりますので、部活は一部の子どもですけれども、そういうところで合気道を広げたい。また、それを愛する子どもたちを広げたいと考えているところです。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 町田議員の再度の質問にお答えいたします。

東宝ランド内の側溝のふたの件でございますが、道路が冠水しているという地域の声を聞いているということでございますが、道路が冠水するということは、側溝上の機能的な問題があるのかなと思います。道路が冠水しないように、側溝のふたの設置について地域の皆様と協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

市民生活部長（小坂 浩君） 現在の信号機設置要望数ということでございますが、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、10月に要望書提出ということなので今年度まとまっておりますが、昨年度25件で、毎年その程度でございます。

議長（柴沼 広君） 町田征久議員。

19番（町田征久君） 短くやりますが、4点目の岩間工業団地内の信号ですが、工業団地ができたときに信号機をつければよかったんですね。つけなかったから、今まで延びているわけです。ところが、あそこの工業団地内の工場の代表者は非常に困っているんですね。大きい死亡事故は現在起きていないんです。大きい死亡事故でもできれば、すぐぴたっと信号機ができるわけです。なぜといたら交通安全、交通安全、国も県も、市も地域も、口をそろえて言います。そのためには、いかに安全な装置というより、信号機をつけたり、道路標示をつけたりするのが本当でありまして、病気だって予防注射をするというわけですから、昨年私も交通安全、笠間の総会に出て、笠間の警察署長のいたときにぜひというお話をしました。これ、市民生活部長、何回もしつこく言ってください、月に1回ぐらい。言わなければ絶対動きませんから。

以上で私の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 19番町田征久君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、13時より再開いたします。

午後零時04分休憩

午後1時00分再開

議長（柴沼 広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

12番西山 猛君、20番大関久義君が着席いたしました。

2番橋本良一君の発言を許可いたします。

2番（橋本良一君） 2番、市政会の橋本良一です。

質問に先立ちまして、このたびの震災、原発事故、台風12号により被災を受けられました地域住民の方々、特に姉妹都市の田辺市に対して心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

私事ですが、昨年12月突如立候補いたし、多くの有権者に支えられ、初当選することができました。この機会を与えてくださいました多くの方々に深く感謝いたします。ありがとうございます。

今回、初めて一般質問を行うに際し、住民の声を聞きながら、私なりに活動し調査してまいりました。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

一つ目に、合併支援道路、初めに友部地区2カ所の道路整備進捗状況について伺います。

1カ所は、合併支援道路上町大沢線について伺います。

合併支援道路上町大沢線の国道355号線から宍戸小学校までは、北関東友部インターからのアクセスもよくなり、また周辺の道路環境も改善されました。しかし、その先の工事が現在ストップしている状態です。今後の工事予定と、いつ完成するのかお伺いします。

二つ目に、道路周辺地域には下水道未整備地区があります。常磐線寄りの住宅の下水整備についての計画をお伺いします。

三つ目に、雨水排水問題です。ことしは、震災や台風などで日本各地水による被害が多くありました。この地域に道路ができることで、水田等が分断され、新たな問題も出てくると考えます。一つには、雨水排水の問題です。この件の対策について、どのような計画をなされているのかお伺いします。

四つ目は、上町大沢線に接続する地点から、こころの医療センターまでの県道平友部停車場線の道路拡張工事の件です。数年前地元に対し説明会があったようですが、その後の進捗状況と路線上の下水道の整備計画についてお伺いします。

県道大洗友部線橋爪地区の改良工事についてお伺いします。県道大洗友部線の宍戸橋からJR常磐線銚子架道橋の区間は、涸沼川に沿った東西を結ぶ幹線道路であります。この線上で改良されていないのは、この区間だけであると考えます。短い区間でカーブの多い狭い道路ではありますが、対面交通ができないため、対向車をよけて避難している状況です。農作業の車が通っているときには、両方向に渋滞します。車を寄せ過ぎて路肩に車を落とし、レッカー車で車を引き上げているのもたびたび見かけます。また、この道路は小学生の通学路にもなっています。歩行者の安全や車両の安全、また農作業が安心してできるように、早い道路改良が必要と考えます。よって、今後の改良計画をお伺いします。

また、大雨により道路が冠水します。原因は、涸沼川にかかっている常磐線の陸橋であります。川幅を広げれば改善できると考えます。市の洪水ハザードマップの浸水シミュレーションを見ますと、2日雨量341.4ミリの降雨で、橋爪地区周辺はもとより、広範囲な危険区域となっております。大雨のたびに、地区住民は心配でいられない状況です。過去にも洪水被害はあり、地元消防団も出動し、土のう積みやポンプによる排水作業、救援活動をしておりますので、早急な整備が必要と考えます。

次に、北山公園と周辺道路の整備状況について、2点ほどお伺いします。

一つには、北山公園の震災の被害状況とその復旧工事の進捗状況です。北山公園は、小さい子どもと家族連れや高齢者の広い年齢層の利用者が多い公園であります。管理も行き届き、安心して安全な公園となっております。しかし、このたびの震災で公園のローラー滑り台の破損や幼児用の滑り台、遊具、そして池の縁が壊れたりする被害を受けました。現時点において安全な環境とは言いがたい状況になっております。改修計画をお伺いします。

二つ目に、合併支援道路南友部平町線の件で伺います。現在、国道355号線から入り口付近で工事がストップしているようですが、完成年度はいつになるか。また、現在の進捗

状況についてお伺いします。

最後に、宍戸駅周辺の安全対策について、2点ほどお伺いします。

一つは、宍戸駅の安全対策の件であります。宍戸駅は、友部高校の生徒を初め、水戸方面、小山方面、土浦方面に通う高校生や一般の方々が多く利用されています。しかし、安全対策においては十分とは言えないと思います。

学生が宍戸駅駐輪場を使用していたとき、自転車盗難に遭い、先輩に相談したところ、宍戸駅の駐輪場は使うなと言われ、近所の駐輪をお願いしているそうです。このような自転車の盗難やパンク、施錠壊しなどのいたずらが起きることで、駐輪場の利用者が少ないようにも思われます。

前回の一般質問では、今年度は友部駅3カ所、笠間駅1カ所、稲田駅に1カ所、5カ所の防犯カメラの設置が計画されております。岩間駅においては、駅の橋上化の完了に合わせて設置される予定です。宍戸駅の計画においては検討中とのこと。利用者の犯罪防止のためにも早い設置が望ましいと思われませんが、なぜできないのか、検討内容を具体的に回答願います。

二つ目は、宍戸駅の踏切拡張工事の件でお伺いします。宍戸駅の狭い踏切は、宍戸小学校、友部中学校の自転車通学、友部高校生の自転車通学、宍戸駅を利用する高校生や一般人の自転車通勤、それに自動車などが幅5メートルの狭い踏切に集中する大変危険な踏切です。自転車や歩行者は、車のすき間を縫って通り抜けている状況です。現在、旧陣屋防犯連絡協議会では、ボランティアで毎週金曜日の登校下校時、踏切から宍戸小学校正面まで、2人一組となり小学生の安全通行のために付き添いをしております。

以上のようなことで、踏切の拡張工事と歩道の設置が必要であると考えますが、今後の計画についてお伺いします。

これをもって私の1回目の質問を終わります。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

〔都市建設部長 仲田幹雄君登壇〕

都市建設部長（仲田幹雄君） 2番橋本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、上町大沢線の進捗状況についてでございますが、本路線は、国道355号を經由して笠間地区と友部地区を結ぶとともに、友部地区市街地の環状線の機能を有し、合併支援道路として平成18年度に事業着手いたしました。宍戸小北側から大沢跨線橋までの計画延長約900メートル、幅員16メートルの新設道路でございます。

ご質問の進捗状況でございますが、全体用地買収面積1万6,000平米のうち、昨年度までに約1万2,000平米を用地買収し、本年度は残りの約4,000平米を買収する予定でございます。また、工事については、昨年度宍戸小北側の区間120メートルを行い、今年度は土地改良区域内約130メートルと大沢跨道橋側から西側へ220メートル、合計で工事延長約350メートルを予定いたしております。残りの約430メートルの区間については、平成25年

度の完成を目指して整備してまいります。

次に、上下水道管の埋設計画でございますが、本路線は土地改良区域内で農振農用地の指定区域であり、宅地化が見込めないため、上下水道管を敷設する計画はございません。

次に、雨水排水対策についてのご質問についてでございますが、本路線は土地改良区内を通る新設道路でありますので、既設の排水路3カ所を横断することとなります。これら横断箇所の排水路の断面については、流域面積を考慮した上で、排水設計基準に基づき適正な排水断面を確保する計画でございます。

次に、県道平友部停車場線、大沢跨道橋から友部病院前までの改良計画についてのご質問でございますが、本路線は、平成18年度に茨城県が道路計画を立てる目的で、測量のための土地立ち入りに関して沿線地権者を対象に説明会を行いました。その後、県において線形の検討に入ると伺いましたが、いまだ具体的な計画には至っておりません。

本市といたしましては、上町大沢線の整備とあわせて、本路線の事業化について要望してまいります。

なお、下水道計画については、事業計画が具体化した時点で茨城県と協議したいと考えております。

次に、県道大洗友部線橋爪地区の改良計画についてでございますが、橋爪地区の未改良区間延長約600メートルについては、県道大洗友部線と涸沼川が近接することから、道路計画を立てるに当たっては、涸沼川の改修計画を詳細に把握する必要がございます。河川担当部署では、今年度JR常磐線から国道355号までの涸沼川左岸部の詳細設計の調査を予定しております。ただ、道路担当部署においても同時に調査に入る予定でありましたが、災害復旧事業を最優先することから、現在のところ予算の確保がなされていないとのことでございます。

本市といたしましては、未改良区間の早期事業化に向けて、主要地方道大洗友部線改良促進期成同盟会とも連携をとりながら、引き続き県に要望してまいります。

次に、南友部平町線の進捗状況についてでございますが、現在、手越工区の国道355号から笠間広域斎場やすらぎの森へ通じる市道（友）2級13号線までの区間約400メートルについては、本年度末までの供用を目指して重点的に工事を行っているところでございます。残りの1,600メートルの区間については、平成27年度末の完成を目標に計画しているところでございますが、これまでの切土区間において、当初真砂土層を想定しておりましたが、工事に着手したところ花崗岩などが存在したため、のり面修理や岩盤掘削等の工法変更により工事費が大幅にかさみ、目標年度での完成が難しい状況でございます。

また、現在の進捗状況でございますが、全体計画に対して用地買収面積が約57%取得し、工事では変更見込み額の事業費ベースで約20%、全体事業としては約30%の進捗でございます。

次に、宍戸駅踏切の拡張工事でございますが、宍戸駅踏切のある路線は、県が管理する

国道355号と市道（友）2119号線の重複認定となっております。この踏切の両側については、以前県が現道拡幅工事を行い、幅員約7メートルで整備されておりますが、踏切内の幅員は約5メートルと狭く、朝夕の通勤通学の時間帯には一般車両と歩行者が交差し、通行に際して危険な状況でございます。

本市といたしましては、長年の課題であります踏切拡幅の整備について、茨城県並びにJR東日本株式会社と協議を行い整備促進に努めてまいります。

議長（柴沼 広君） 産業経済部長岡井俊博君。

〔産業経済部長 岡井俊博君登壇〕

産業経済部長（岡井俊博君） 2番橋本議員の北山公園の震災の被害状況とその復旧工事の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

北山公園の震災による主な被害状況ですが、管理棟の屋根や内部のガラスの破損、パーベキュー場の漏水やれんがの破損及び公園内のトイレなどが損傷いたしました。8月末までにはそれぞれ修繕を完了しております。

また、遊歩道につきましては、数カ所被害を受けましたが、指定管理者の笠間市造園建設業協同組合が危険箇所について応急処置をしており、利用については支障がない状況になっております。

また、子どもたちが多く利用するローラー滑り台については、ローラーの不具合や支柱の傾きなどの被害がありましたので、現在修理工事を発注しており、10月末までには完了する予定であります。ローラー滑り台は北山公園の魅力の一つでもありますので、早期に利用ができるよう進めてまいります。

議長（柴沼 広君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

市民生活部長（小坂 浩君） 2番橋本議員のご質問にお答えします。

宍戸駅周辺の安全対策の中で、駅前の防犯カメラ設置についてのご質問でございますが、この防犯カメラ設置については、前回の6月議会一般質問でもお答えしたとおり、今年度、犯罪の抑止を目的として、友部駅前に3カ所、笠間駅前に1カ所、稲田駅前に1カ所、合計5カ所の設置を行うものですが、宍戸駅については、今後この5カ所に設置されるカメラの有効性や宍戸駅周辺での状況などを踏まえて、笠間警察署と協議してまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 22番小園江一三君が所用のため退席いたしました。

橋本良一君。

2番（橋本良一君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。

続きまして、合併支援道路上町大沢線です。これは、近くにありますが宍戸小学校とか中学校、高校などの自転車通学、通勤者の自動車の利用が一带に集中し、宍戸橋交差点は混雑し危険性が非常に高いところです。また、交差点を避けて小学生の通学路である狭い道

路へ入り込む自動車も多く見受けられ、危険性が高いところでもあります。地域住民の声としても、大変迷惑しているということです。時には、ゴルフトーナメントツアーやイベントで目的地に向かう車で交差点は大渋滞しております。この混雑の危険な状態は一刻も早い整備で問題は解決すると思っておりますので、できるだけ早い完成をお願いいたします。

二つ目、雨水排水について伺いました。U字溝、現在あるやつを大き目にするというようなことです。それで考えられるのは、こういうときに、今、友部、宍戸も同じなんですけれども、平らなところに道路がつくられることによって問題になっている、後でそこを広げてくれということはなかなかできない状況ですよ。太田町においては水戸線が通っています。その水戸線の上の部分ですかね。これも水害に対して非常に今不安がっています。

また、最初に言ったように、橋爪地区、あの宍戸地区、洪水マップで言いますと、宍戸地区の避難所である宍戸小学校近くまで影響する。これは、やっぱり常磐線が通ったことによって橋が狭められたと思うんです。そういうことで、こういう道路ができたときには、大きな余裕を持って排水計画をお願いしたいと思えます。

また、四つ目の平町友部停車場線の道路拡張のことですけれども、合併支援道路上町大沢線が開通すれば、必然的に平友部停車場線上を通行する車両は、友部中学校の踏切を避けて多くなると予想されます。緊急車両や消防車両についても同様な現象となります。緊急性を考えれば、拡張工事は急がなければならないと思えます。できないとすれば、当面の対処方法をお伺いします。

これについてなんですけれども、これも参考に述べたいのですが、北関東友部インターが利用したことによって、緊急告示同意搬送件数調査表というのを調べてみました。中央病院へ搬送されると思われる市町村を見ると、一般道路を使用したと思われる近隣の水戸市、笠間市を除き、県立中央病院への搬送件数は、県内22カ所の市町村が利用しています。過去3年間の集計で3,118件もあります。内訳は、筑西市が748件、茨城町617件、ひたちなか市237件、小美玉市351件、石岡市481件です。参考に、笠間市が救急車の出動した件数は5,204件、3年間で。この数量は、近隣の過去の集計を見ると3,118件ですので、笠間市の60%の車が緊急搬送にあの道路を使ったと思えます。それですので、これが友部中学校、また現在の市役所の前、友部市内を通るよりも向こうを利用した方がいいし、また向こうが安全だと思うんです。そこに集中すると思えますので、現況のままでは非常に難しい、何か問題が出てくると思えます。これに対してどのような対策をとれるのか、再度お伺いいたします。

また、下水道整備の計画はないと、県と相談ということではありますが、道路を横断する部分だけでも埋設工事をした方がよいと考えます。後からでは工事費用がかかり、交通の妨げや路面の傷みやデメリットが多いです。市民から言いますと、税金のむだ遣いと言われるかねません。将来を見据えた計画が必要と考えますので、再度下水道管の埋設について

お伺いいたします。

2カ所目は、県道大洗友部線橋爪地区についての回答をいただきました。この道路について、県より調査費用が出たと聞いていたのですが、この災害でまた問題であると。また、涸沼川の河川の方と同等にやるということなんですが、この道路はすごく危険な道路です。場所によっては3メートル50ぐらい、狭いところで3メートル40ぐらいです。車を交わすこともできません。退避所とか道路標識を立てるなどして、当面の安全通行の対策をお伺いします。

北山公園ですが、ご答弁ありがとうございます。一日も早い安全で安心な公園の復旧をお願いします。

合併支援道路南友部平町の早い完成により、国道355号線の渋滞や周辺の道路環境は改善されます。笠間方面からの友部駅北口の利便性も高くなり、合併支援道路としての目的は達成するものと考えます。北山公園の箇所よりも広がりが出てくると考えますので、早い着工と早い完成をお願いします。

最後に、宍戸駅の安全対策について、防犯カメラはなかなか難しいということですが、岩間駅の橋上化完了後につけるといようなことです。現在できている宍戸駅には、岩間駅のやつを宍戸駅に持ってくることはできないのか、難しいですかね。できてないところに予定されて、できているところに予定されないというのが私の一つの疑問です。

踏切の拡張工事については、県と市のあれでやるということですが、この踏切工事は人命にもかかわることであり、拡張工事を強く要望したいと思います。

交通規制などをして通行を安全なものにさせていただきたいと考えています。安全確保の対策について伺います。これは非常に難しいことですので、担当部署ではできないと思っていますので、ぜひ市長の考えをお聞かせください。安全確保のためにどうするのか、よろしくをお願いします。以上です。

〔「議長、議事整理、質問と要望がごちゃごちゃだ」と呼ぶ者あり〕

議長（柴沼 広君） 要望に関しては答弁させませんので、そのようをお願いします。
市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 橋本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私に対しては、宍戸踏切の安全確保についてであろうかと思えます。この宍戸踏切の安全確保の問題については、今まで議会でも地元の海老澤議員、さらには地元の区長さん、さらには市政懇談会等々で、早急な踏切の改良の要望が出されているところでございます。市の方では、先ほど部長が答弁しましたように、県、JR、笠間市としての役割があるものですから、3者にて協議を進めておるところでございます。

合併前からの課題という件もありまして、合併前からの協議の内容としては、踏切はその当時友部町が行う、前後の道路については県が行う、JRは実質的に工事は行わないと、

そういう確認がされておりまして、県の方では、前後の道路の歩道については、ポール等で安全確保をしたということで、既に対策済みだというような状況でございます。事業費として約1億円ぐらいの事業費がかかると言われておりますので、市の方として単独事業で行うのは、正直言って非常に難しいところがございます。

ただ、小学生、中学生の通学路としての危険性が高いところもございますので、まずは補助事業を受けてこの事業ができないかということで検討も進めているところでございまして、これからの話し合いによりますが、できれば市の方では、来年、再来年ぐらいの補助事業の採択に向けて進めていきたいと考えておるところでございます。

ただ、土木費関係の予算等もなかなか難しい社会情勢になってきておりますし、市の財政もありますので、他の事業との調整を図りながらその事業採択に向けて取り組んでいくことが、安全確保の一つであるのかなと思っております。それまでの間は、地元の方々がいる通学時の踏切での安全の取り組みをしていただいておりますが、これからも継続して行っていただければと考えておるところでございます。

議長（柴沼 広君） 都市建設部長仲田幹雄君。

都市建設部長（仲田幹雄君） 橋本議員の最初のご質問にお答えをいたします。

初めに、排水路の件でございますが、先ほど議員ご指摘のように、道路ができたり鉄道ができたところが排水のボトルネックになって、浸水等の危険性があるというお話でございました。今回、土地改良区内の中に道路を新設いたしますので、当然、そこにある排水路については十分な排水断面を確保するように実施してまいりたいと考えております。

次に、平町停車場線でございますが、上町大沢線が完成いたしますと、当然のように平友部停車場線の方に車が入ってくるようになるかと思えます。今よりも交通量がさらにふえてくるということになるかと思えます。

そういった問題での安全対策でございますが、交通標識等の設置をするなど、安全対策を県と連携をしながらとっていききたいと考えております。

次に、大洗友部線の安全対策でございますが、現在、この未改良区間の600メートルについては狭隘道路となっております。先ほど議員ご指摘のように、3メートルから4メートルという幅員の状況でございます。

これらの安全対策につきましては、待避所なども検討しながら、県と連携をしながら対策をしてまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 上下水道部長大和田俊郎君。

上下水道部長（大和田俊郎君） ただいまご質問ありました県道平友部停車場線ですが、大沢跨線橋からこころの病院までの線でございますけれども、その下水道につきましては、全体計画の中には入っておりますけれども、事業ができる事業認可計画区域にはまだ入っておりません。今の事業認可計画は、平成26年度まで、ことしから4年間あるわけでございますが、それまで県の方でこの事業計画が立った時点でその中にもし合えば、また地

元の要望が多ければ、その事業認可計画の中に入れて対処していきたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 2番橋本良一君の質問を終わります。

次に、15番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

15番（萩原瑞子君） 議席番号15番萩原瑞子でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

東日本大震災を踏まえた防災計画についてでございます。

3月11日は、23年第1回笠間市議会定例会のさなか、予算委員会の2日目で、審議の真っ最中の2時46分、轟音とともに揺れが始まり、慌てて窓際に行き、外の様子を見てみると、愛宕山の方では煙のようなものが立ち込めてまいりました。だれかが、杉の花粉が地震の揺れで一齐に出たんだろうと言っておりました。揺れは一層大きくなり、道路を走っていたバイクが転倒し、私は自力で立ってられず、机にしがみつき、恐怖におびえておりました。揺れがおさまり、予算書を抱えて階段を駆けおけると、庁舎の前には多くの方が不安な表情で呆然としていたと思います。そこでまた大きな揺れを感じ、震源地はどこだろうなどと話しておりました。市長の職員を招集する声が聞こえました。ここから、災害対策本部の設立になったと思います。時間の経過とともに、地震の全容がわかるにつれて、信じがたい光景を目の当たりにし、そのすごさに言葉もありませんでした。

甚大な被害をもたらしました震源地東北地方太平洋沖、観測史上最大の地震規模マグニチュード9を記録した東日本大震災、死者1万6,000人、行方不明者4,000人以上、いまだ復興のめども立たず、8万人以上が避難生活、多くの人々は苦しい生活を余儀なくされている状況です。

笠間市においても、地域防災計画で想定していたものをはるかに超える大きな被害をもたらしました。11日は夜になっても余震が続き、その上寒さもあり、不安な中で過ごしておりました。

そのような中で、車の中に退避していた家族を見に外に出て、何げな見上げた空には無数の星が輝き、その美しさに感動し、しばし見入っておりました。皆さんの中にも、11日の夜空の星の輝きに感動された方がいられるかと思います。自然の怖さと自然の美しさを複雑な思いで感じ取った一瞬でありました。

今回の大震災を踏まえて、現存の計画を見直し、災害、放射能に対応できる計画を一日も早く策定し、市民に周知することが必要と考えます。

そこで質問をいたします。

第1回目の質問といたしまして、大震災から早くも半年が過ぎました。新たに設置された危機管理室はどのような活動を行っているのでしょうか。

今回の大震災、放射能への対応についての検証はどのようになっているのでしょうか。また、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上、第1回目です。

議長（柴沼 広君） 総務部長 塙 栄君。

〔総務部長 塙 栄君登壇〕

総務部長（塙 栄君） 15番萩原議員のご質問にお答えいたします。

まず、危機管理室が現在までどのような活動をし、今後どのような取り組みを行っていくのかというご質問でございます。

本年5月1日付で、地域防災計画の見直し、防災のかなめとなる自主防災組織の設置の促進、住民への情報伝達方法の検討、原子力災害への対応等を図るため、危機管理室が設置されました。これまで、防災計画に関することを柱とし、関係機関への連絡調整や被害報告に関すること、また宍戸地区を初め20数カ所の地域を訪れまして自主防災組織の説明等を行ってまいりました。また、放射能対策では、他県からの避難者対応や放射線量に関して、関係各課と調整し、市内43カ所の放射線量を測定し、市のホームページ等で公表しているところでございます。

なお、今後の災害時における初動体制を確立するため、主に職員初動マニュアルを根本的に見直しまして、市民の生命や財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減する計画を策定してまいりたいと考えております。

今までは、国、県及び他の自治体等の震災に関するさまざまな照会、調査施策への対応や地域防災計画を策定するに当たっての検証を行っております。今後につきましても、これらの業務を継続して行ってまいります。

震災や原発事故への対応への検証についてでございますけれども、ただいま申し上げました今後見直す地域防災計画において、地震への対応が計画にあるさまざまな活動を円滑に行えたかどうか、行えなかった場合には計画を見直すべきなのかなど、何が問題であったのかを洗い出しているところでございます。

今回の見直しにつきましては、県もこの時期に各市町村に実際の対応とその反省点を調査しておりますので、見直しに際しましては、笠間市以外の事例も参考として行えるものと考えているところでございます。

原発事故への対応につきましては、現在ある地域防災計画には原子力災害は想定しておりませんでした。防災計画の見直しに際しましては、現在起きています放射性物質の拡散による被害の検証が不可欠であると思っておりますけれども、原子力災害は広範囲にわたる被害を及ぼすことから、市独自の検証というより、笠間市を含めた近隣の自治体の対応や放射能物質の拡散とそれに伴う放射線被害に対する対応について、国が示す判断基準や対応策をもとに検討を行ってまいります。

なお、国におきましては、平成24年に原子力災害に対する考え方を示し、県もその内容を見て今ある計画を見直すとしておりますので、市も他の自治体と歩調を合わせて対応してまいりたいと考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 萩原瑞子君。

15番（萩原瑞子君） 2回目の質問をさせていただきます。

危機管理室の状況、見直し、そして反省点の洗い出しということ、そして今後また取り組みをされているということがわかりました。大震災に関するアンケートもとられたということでありました。

私たち市民活動の一つであります消費者友の会の方でも、会員を対象に、3月11日の生活状況ということについてのアンケートをとってみました。その中の幾つかを紹介させていただきます。

多くの方が、「パニックになり、生きた心地がしなかった」、「電気、水、電話が使えずどうすることもできなかった」、「声をかけてもらって安心した」、「食事を分け合った」、「かまどでご飯を炊いた」、「ストーブがあったので助かった」、ほかにもいろいろ状況がわかりました。今後については、「高齢者への安否確認が大切である」、「防災用具を備えておく」、「地域内の助け合いが大切」、「自主防災組織を早くつくってほしい」、「避難所は身近なところに欲しい」というようなことが多く、「東北のことを思うと自分のことを考える余裕がなかった」など意見が寄せられております。

意見の中に、行政に対する不満、苦情はありませんでした。笠間市内だれもが何らかの被害を受けながらも、職員の方々が日夜被害者の救済に、または被害箇所の復旧に全力で活動していた姿を市民の皆さんは感謝をして見ていたのだと思います。

2回目の質問といたしましては、「防災のしおり」についてお伺いをいたします。

平成20年に各家庭に配布された「防災のしおり」は、今回の震災に対して、備え、心構えとして有効に活用されたとお思いでしょうか。

二つ目として、日赤奉仕団についてお伺いいたします。

といいますのは、この各家庭に配られております「防災のしおり」の最終ページのところに「自助、共助、災害に備えよう、日赤奉仕団笠間地区」とあります。市民は、日赤の人的活動に賛同して、各家庭年間500円以上の資金協力をし、社員となっております。大震災のとき、笠間地区の避難所には日赤奉仕団の姿は見られなかったように思いますけれども、日赤奉仕団の役割についてお伺いしたいと思っております。

以上、2点についてご答弁をお願いいたします。

議長（柴沼 広君） 総務部長塙 栄君。

総務部長（塙 栄君） 萩原議員の2回目のご質問にお答えいたします。

各家庭に配布されました「防災のしおり」でございますが、これが有効に活用されたのかというご質問でございます。

議員おっしゃるとおり、平成20年3月に、現在ございます地域防災計画を策定した際に市民の皆様へ配布したものでございまして、内容は、地震に備える安全対策10カ条や地域ぐるみでの防災法として自主防災組織の役割などの情報を掲載した冊子でございます。

今回の大地震に備えるような項目は示されていませんでしたので、直接的な参考とはな

り得なかったのかなと考えますが、災害に備えるための心構えや物品の情報につきましては、新聞、テレビなどの情報もあり、「防災のしおり」のみが情報源ではなく、さまざまなものにより市民の方が目に触れ、実際に備えを行う体制を整えていくことが大事でございまして、その一つの媒体としては活用されているものと考えているところでございます。

今回の震災に際しましても、改めて「防災のしおり」を読み直していただき、緊急の連絡先、あるいは待ち合わせの場所、もしものときに備える物品、例えば水でありますとか、懐中電灯でありますとか、ラジオ、食料、電池など、おおむね3日分ということでございますが、これらについて確認をしていただきたいと考えているところでございます。

議長（柴沼 広君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

福祉部長（小松崎栄一君） 15番萩原議員の質問の中で、日赤奉仕団の役割はということでございますけれども、赤十字奉仕団につきましては、ボランティア活動を通じまして地域社会を住みよくしようという方々の中で組織をされて、各地域で自主的な活動を行っていただいているところです。

笠間市の赤十字奉仕団につきましては、市町村合併に伴いまして平成19年に地域赤十字奉仕団として発足いたしまして、それぞれの地区に分団があり、現在活動されているところです。

その内容につきましては、炊き出し訓練の実施とか救急法の技術習得、県や市が行う防災訓練への参加、救急法講習会の開催や救急法フェスティバルへの参加など、さまざまな活動を行っていただいているところでございます。

なお、市の地域防災計画の中では、災害時の食料供給計画において、炊き出しの協力団体として位置づけられております。

今回の東日本大震災におきましても、避難所においては3月11日の震災直後の夜から炊き出しによる食料の提供について、奉仕団の皆様のご協力をいただいたところでございます。

議長（柴沼 広君） 萩原瑞子君。

15番（萩原瑞子君） 3回目のご質問をさせていただきます。

「防災のしおり」を各家庭においてどのように利用しているかを聞いてみましたが、どこかしまい込んでしまったとか、配布された記憶がないとか、震災の後に見直したなど、日ごろ目の届くところに置いていないことがわかりました。防災計画の見直しの中で、内容を簡素化し、日ごろ目の届くところに置いておけるような対処の仕方が必要ではないかと思っております。

放射能に備えての避難情報というのがあります。放射能ばかりではないですけれども、笠間の土地柄としては、東海村にある放射能を踏まえて、避難情報の流れというものもある程度明記しておいた方がいいのではないかと思います。

といたしますのは、最初は避難準備情報から始まって、避難勧告、そして避難指示になるそうですので、そういったところも今後は必要ではないかと思っておりますので、ご検討をいただければと思っております。

今後、「防災のしおり」を各家庭に配布するときには、「防災のしおり」にも書いてあるんですけども、家庭内の目のつくところに常備し、防災についてのテキストとしてご使用くださいとありますので、とにかくしまいがちですので、この辺に穴でもあけて、ひもを通して、台所の隅とか玄関の入り口にでも置けるような親切心を持ってお配りいただければありがたいなと思っておりますので、その点につきましても利用できるような方策としていかがと思っておりますけれども、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

また、日赤奉仕団に関しましては、災害時の炊き出しの協力団体として位置づけられているとのことですが、もっと多くの方々に声をかけまして、3地域それぞれ協力できる体制ができるよう奉仕団の強化を図るべきと思っておりますけれども、今後の取り組みなどもありましたらお教えいただきたいと思います。

また、防災計画の策定ですけれども、これはいつごろまでに完成する予定なのでしょうか。原子力アドバイザーを配置し、地域防災計画への助言をいただくとのことですが、自然災害はいつ起こるかわかりません。12号台風では、平成になって最大の被害をもたらしました。友好都市であります田辺市では、亡くなられた方、行方不明の方、そして多くの方が避難をされております。今後も大震災のおそれがあると予知している学者もおります。笠間市としては、一日も早く防災計画を策定し、災害の恐ろしさ、そして計画内容を市民全員で共有し、たとえ想定外の災害に遭ったとしても命だけは守れる防災計画を策定していただきたいと思います。

日赤奉仕団と防災計画策定、いつ来るかわからない災害に対していつごろできるのか、市長のご答弁をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

議長（柴沼 広君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 防災計画の見直しでございますが、基本的には今年度中に防災会議を実施いたしまして、そこで見直しを図っていくという方向で現在進めておるところでございます。防災会議については、地元の自主防災組織の代表とか、なるべく震災にかかわった経験のある方も今回委員に加えて、充実を図らせていただいたところでございます。

ただ、原子力の問題については、県の方でも防災計画を今年度見直すと言っておりますが、国の方の原子力対策に対する方針が多分来年にならないと出てこないと思っておりますので、市の計画としては立てておいて、原子力の方針が出た中で再度見直すと、そういう考えで今進めておるところでございます。2段階方式のような形で進めていきたいと思っております。

それと、日赤奉仕団の組織の強化の件でございますが、設立は平成19年でございます、現在437名の会員がいらっしゃいます。全地域で限なくこの日赤奉仕団の皆さんが活動し

てきたかという、いろいろなそのときの震災の状況もございますが、先ほどありましたように炊き出しを友部の中学校なんかは大分やっていた経過もありますので、奉仕団に賛同してくれる皆さんを募りながら、さらに奉仕団と話し合いをしながら組織の強化を図ってまいりたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 総務部長埴 栄君。

総務部長（埴 栄君） 新しい地域防災計画が策定される際には、このような「防災のしおり」をまたつくっていかうかなと考えております。先ほど議員さんがおっしゃっていただきましたように、肝心かなめのときに役に立たない、つまりしまい込んでしまうというようなことは、私どもとしても避けていかなければいけませんので、先ほどアイデアがございましたが、そこに穴をあけて常に目のつく場所に掲示していただくとか、そういう対応もとらせていただきたいと考えております。

議長（柴沼 広君） 15番萩原瑞子君の質問を終わります。

散会の宣告

議長（柴沼 広君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、引き続きあす本会議を開きますので、ご参集ください。

午後2時00分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 柴 沼 広

署 名 議 員 鈴 木 貞 夫

署 名 議 員 西 山 猛